

ファッションセンターしまむら志度店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、法5条第1項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第8条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら志度店 さぬき市志度字西淵1788番1ほか
- 3 届出年月日
平成20年12月18日
- 4 意見の概要
 - (1) 駐車場の自動車の出入口付近に停止線の路面標示をする等の対策を講じること。
 - (2) 国道11号と店舗西側市道の円滑な交通及び安全確保のため、出入口I-1については、右折入庫及び右折出庫を認めず、東方面からの来店車両による左折入庫及び西方面への退店車両による左折出庫での運用とすること。また、出入口I-2については、西方面からの来店車両が店舗北側の信号なし交差点を右折して出入口I-2から入庫し、東方面への退店車両が出入口I-2から右折で退店するよう誘導すること。具体的には、出入口I-1における右折入庫及び右折出庫の禁止看板の設置及び左折指示の路面標示、来退店経路図の広告チラシ及び店内への掲示、店内アナウンスによる定期的な呼びかけ等の対策を講じること。
- 5 意見を述べた日
平成21年8月6日
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年8月11日（火曜日）から同年9月11日（金曜日）まで